

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例  
に関する法律施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例等について、所要の規定の整備を行うこととする。(第4条、第16条の2の2関係)
- 2 この省令は、令和5年4月1日から施行することとする。(附則第1条関係)